

経営者・役員の方のための保険です。

役員傷害保険

傷害総合保険



企業を支える経営者・役員の方

■役員傷害保険の特長

1

社会的な責任を担う方のための保険です。

経営者・役員の方が、偶然の事故による傷害を被った場合、企業も大変な損失を被ります。この保険は、そのようなときに力強くサポートします。

2

最高1億円の補償!!

死亡時に最高1億円の高額補償。社会的地位のある方には、必要な金額です。

3

入院・通院も手厚く1日目からガード。

死亡された場合や後遺障害が残った場合はもちろんのこと、入院した場合、通院した場合にも、1日目から保険金をお支払いします。

4

保険料の損金処理が可能です。

企業が契約者（保険料負担者）となり、その企業の経営者・役員の方を被保険者（保険の対象となる方）、保険金の受取人を契約者としてご契約いただく場合、保険料は全額損金処理できます。（2019年12月現在）

（注）今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

5

医師による診査は不要です。

健康診断や医師による診査の必要がなく、契約手続きは簡単です。

6

保険料は年齢に関係なく同じです。

年齢により保険料が変わることはありません。

■このようなときに保険金をお支払いします。

役員傷害保険は、業務中、業務外、通勤途上など日常生活でのさまざまな事故によるケガを補償します。

例えば……

- 交通事故でケガをした
- 階段で転倒しケガをした
- 海外旅行中、暴漢に襲われてケガをした
- 火事に巻き込まれてケガをした
- 飛行機が墜落して死亡した
- スポーツ中にケガをした

被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします（「病気」は保険金のお支払対象とはなりません。）。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

【急激】とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

【偶然】とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

【外来】とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

をしっかりとサポートします！



ご契約コースと保険料

職種級別 A級、保険期間1年

コース (契約タイプコード)		V2コース (D2Y)	V10コース (D1Y)	
保険金額	死亡の場合 (死亡・後遺障害保険金額)	1億円	8,000万円	
	後遺障害の場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%		
	入院の場合 (入院保険金日額)	15,000円	12,000円	
	手術の場合 (手術保険金)	入院保険金日額の 10倍(入院時) 5倍(外来時)		
	通院の場合 (通院保険金日額)	10,000円	8,000円	
1名あたり保険料	月払	年払	月払	年払
	17,550円	191,400円	14,030円	153,120円

(注1) 死亡保険金をお支払いする場合で、すでに後遺障害保険金をお支払いしているときは、その金額を差し引いてお支払いします。

(注2) お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

(注3) 入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。

(注4) 職種級別A級には、ケガのリスクが高い作業をされない経営者・役員の方が該当します。職種級別については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注5) 上記のコースにご契約いただける年齢は、69歳までとなります(新規契約、更改契約とも)。

(注6) 被保険者の年齢、職業および収入等により、保険金額を制限することがあります。

(注7) ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる契約において、上記コースをご選択いただく場合は、被保険者の同意が必要となります。

(注8) 上記のコース以外の設計・プランもお取り扱いしています。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お支払いする保険金

1. 死亡された場合＜死亡保険金＞

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

$$\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$$

2. 後遺障害が生じた場合＜後遺障害保険金＞

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

(例) 両眼を失明した場合……………100%
 1 上肢をひじ関節以上で失った場合……………69%
 1 眼の矯正視力が0.1以下になった場合……………20%

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$$

3. 入院された場合＜入院保険金＞

※入院1日目から補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、180日^(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
 (※) 入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。

$$\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (180日限度)}$$

4. 手術をされた場合＜手術保険金＞

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の金額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませぬ。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院保険金日額の10倍の金額をお支払いします。

- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)
- ② 先進医療に該当する手術^(※2)

(※1) 以下の手術は対象となりませぬ。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりませぬ。

$$\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \begin{cases} 10 \text{倍 (入院時)} \\ 5 \text{倍 (外来時)} \end{cases}$$

5. 通院された場合＜通院保険金＞

※通院1日目から補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日^(※)を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしませぬ。

(※) 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。

(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

(※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟骨コルセット、サポーター等は含みませぬ。

(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしませぬ。

$$\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から 1,000日以内の30日限度)}$$

(注1) これらの保険金は、政府労災保険・健康保険・加害者からの賠償等とは関係なくお支払いします。

(注2) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失(脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約がセットされます。)
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの

- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

など

(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

ご契約時における注意事項

●商品の仕組み

役員傷害保険は傷害総合保険普通保険約款に「入院保険金支払限度日数変更特約(180日)」、「通院保険金支払限度日数変更特約(30日)」等をセットしたものです。

●申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

■申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金受取人の指定について

企業等を死亡保険金受取人に定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

(注) 法人契約特約をセットされた場合は、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金についても、死亡保険金受取人にお支払いします。

●保険料について

■保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することになっておりますので、お確かめください(口座振替でお支払いいただく場合等を除きます。)

■保険料を領収する前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■分割払の場合

・第1回の分割保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いしません。

・第2回以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故によるケガに対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(※) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

●ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

■損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

■損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

ご契約後における注意事項

●保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

●契約締結後における留意事項(通知義務等)

(1) 職業または職務を変更された場合

保険証券記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。))は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■職業または職務の変更が生じ、変更後の職業がお引受けの対象外となる場合、ご契約を解除することがあります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(2) 住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(3) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

(4) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(5) 他の身体障害または疾病の影響

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

●クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)ができません。

●被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

(注) ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

その他の注意事項

●保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

<用語のご説明>ここでは、ご契約するときを知っておきたい基本用語を解説します。

先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター

0120-888-089

◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時～午後8時
土・日・祝日:午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

<公式サイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故サポートセンター

【受付時間】 24時間365日 ◆おかけ間違いにご注意ください。

0120-727-110

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター



◆おかけ間違いにご注意ください。

0570-022808

<通話料有料>

【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★このパンフレットは「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式サイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先